

湯河原町火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年(2月26日)

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第29号

湯河原町火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町火災予防条例施行規則(平成7年湯河原町規則第15号)の一部を次のように改正する。

第10条の2の次に次の1条を加える。

(林野火災に関する注意報の発令及び解除)

第10条の3 条例第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、注意報を発令しないことができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

2 前項の規定による発令は、1月から5月までの期間に発令するものとする。

3 第1項の規定により発令した注意報は、気象の状況が同項各号の規定に該当しなくなったときに解除する。

第16条表以外の部分中「第45条」を「第45条第1項」に改め、「おそれのある行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条の表中「第45条第1号」を「第45条第1項第1号」に改め、「おそれのある行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、「第45条第2号」を「第45条第1項第2号」に、「第45条第3号」を「第45条第1項第3号」に、「第45条第4号」を「第45条第1項第4号」に、「第45条第5号」を「第45条第1項第5号」に、「第45条第6号」を「第45条第1項第6号」に改める。

様式第7号中「おそれのある行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、「第45条」を「第45条第1項」に改める。

様式第8号、様式第9号、様式第10号及び様式第11号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。